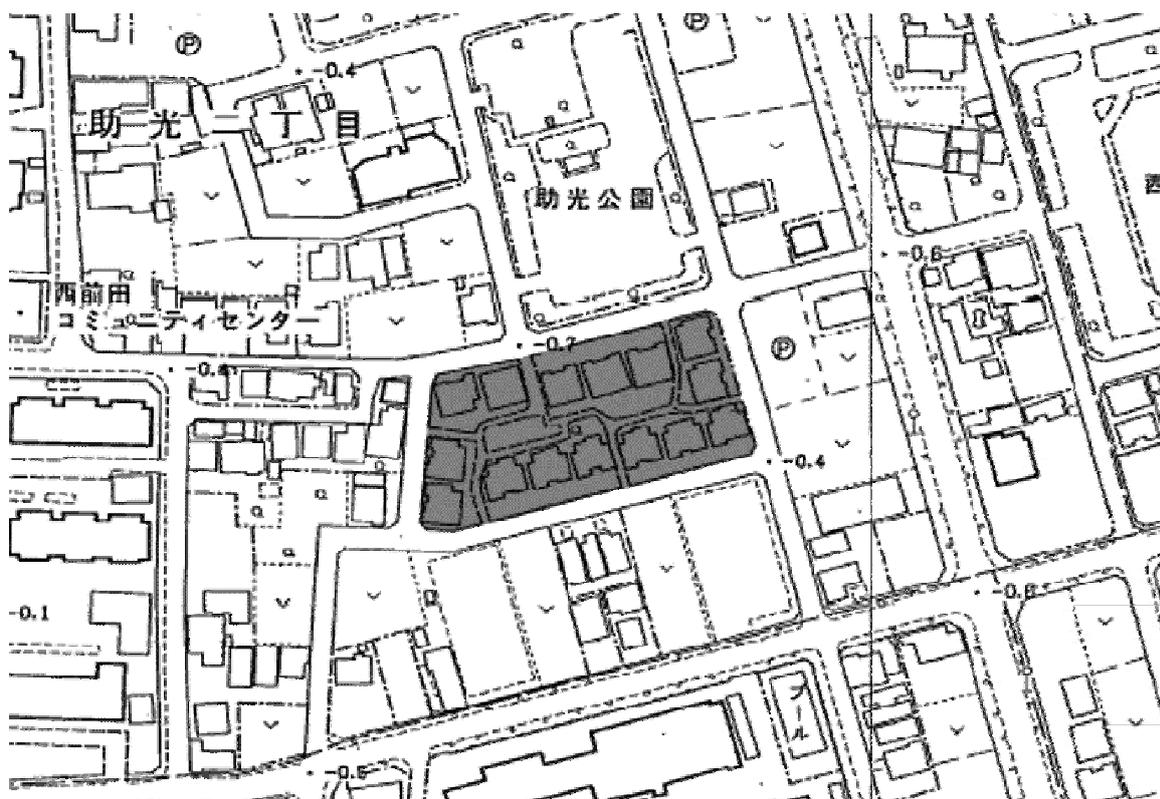


なかのタウンハウス

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 中川区助光二丁目

【最初の認可】 昭和54年3月27日 【最近の認可年月日】 令和2年8月18日 【認可番号】 2指令住建指第38号

【有効期間】 令和2年8月18日 より 5年間 5年の期間延長有り

【用途地域】 第一種低層住居専用地域

【制限の概要】

- 1 オープンスペースは共同の庭園として維持、保全、活用し、建築物の建築又は駐車場としては利用しない。
- 2 建築物の用途は、居住用のみとする。
- 3 建築物の建て替え、増築を行う場合は、委員長の承認を得ること。
- 4 建築物の意匠はみだりに変更しない。
- 5 居住環境に悪影響を及ぼす工作物、広告板等を設置しない。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。